

回数 〔年度〕	問 題
第70回 〔令和2年度〕	<p>問1 納税義務者が固定資産税の納税通知書の内容が適正かを確認するための制度及び内容に不服がある場合に取り得る制度について説明しなさい。</p> <p>問2 以下の事例について、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度及び令和6年度の土地甲に係る固定資産税の納税義務者は誰か、その根拠を明らかにした上で説明しなさい。</p> <p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地甲について、令和2年1月1日時点において、Aが不動産登記簿に所有者として登記されている。 ・ Aは令和2年3月31日に死亡した。 ・ 民法上、Aの相続権を有する者は、妻B、子C及びDであり、法定相続分はBが1/2、C及びDが1/4となっている。 ・ 令和3年1月15日に法定相続分による所有権移転登記が完了した。 ・ その後、遺産分割協議の結果、土地甲はCが単独で所有することとなり、令和4年4月1日にCの単独所有とする所有権移転登記が完了した。 ・ その後、Cは土地甲のうち、1/2の持分をXに売却することとなり、令和4年12月20日に売買契約が成立、令和5年1月6日に所有権移転登記が完了した。